

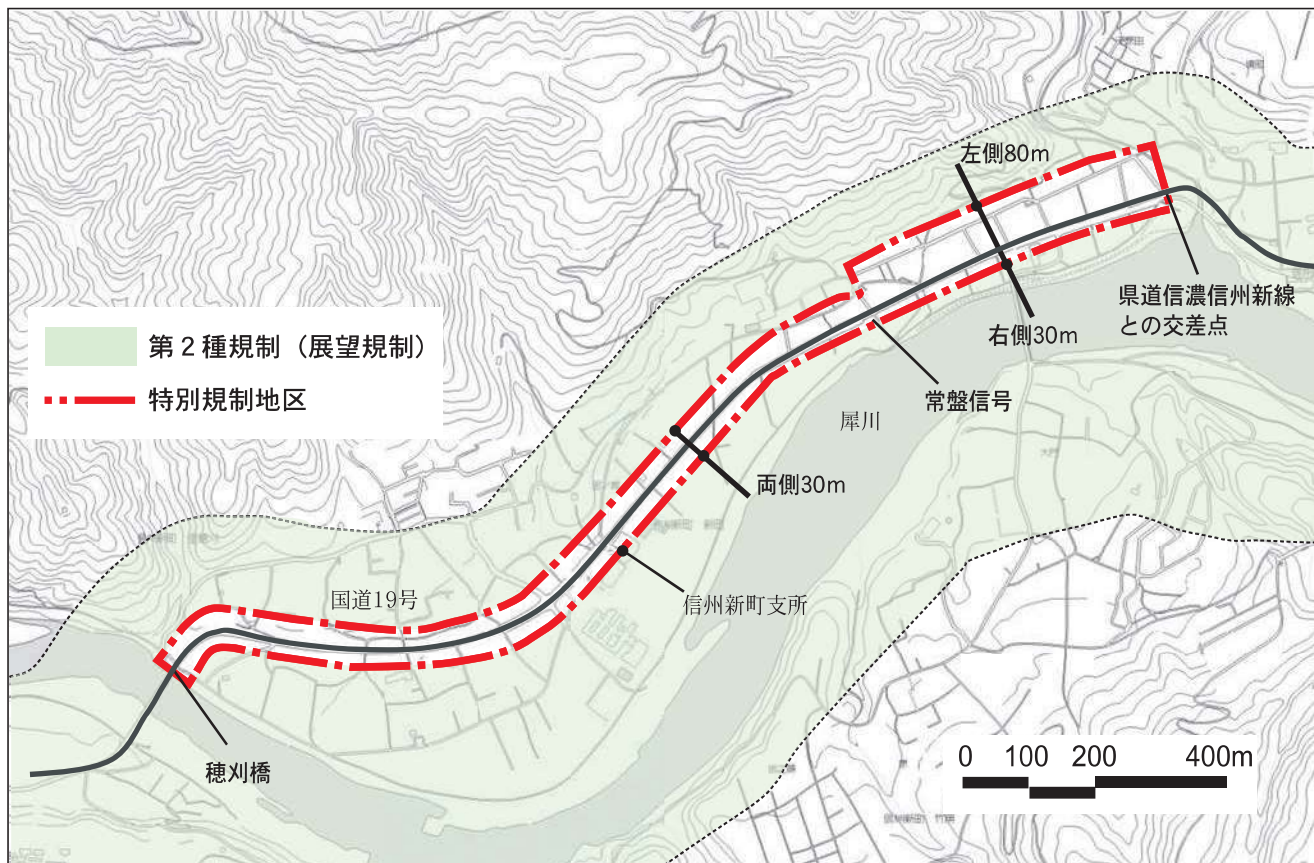
## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 信州新町地区

区 域：国道19号の県道長野信州新線との交差点から穂刈橋までの区域 面積：10.9ha  
 指定日：平成24年10月1日



## 2. 指定区域



## 3. 地区の特徴

本地区は、国道19号が地区の中央部にあり、周囲には犀川とそれに連なる山々が広がっている。

また、この地区は、国道19号の拡幅に伴い、色彩・材質等を統一した建物又は暖簾・看板など、地元住民の自主的な取組みにより、景観整備への機運が高まっている。

さらに、この地区は信州新町地域の住民の日常生活を支える中心的な地区で、小売店、食堂又は酒造場などが立地しており、国道19号のほかの区間と比べ商業施設が多い地区である。

## 4. 地域目標 「自然景観を守り、地域住民の景観形成に不調和とならない、地域経済のにぎわいを演出する」

信州新町地区の四季折々の色彩を奏でる雄大な犀川とその周囲の山々が織りなす溪谷が広がる豊かな自然景観を後生に伝えていきます。

また、色彩・材質等を統一した建物又は暖簾・看板など、周囲の自然景観と一体となった良好な景観形成に対する地元住民の自主的な取り組みへの支援をします。

さらに、信州新町地域の中心地として、おもに既存商店街による地域経済のにぎわい景観の形成を目指します。

## 5. 特別規制地区基本方針

犀川とその周囲の山々が織りなす自然景観及び色彩や材質の統一など地域住民の自主的な取り組みによる良好な景観が形成する風致を維持するため、当該地域における風致と著しく不調和とならない広告物等の規制を行う。

## 6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物又は案内用広告物であること。

自己用広告物の基準 ・ 敷地全体で10平方メートルを超える場合は許可申請が必要

区 分	基 準	
1 敷地内の総表示面積	50平方メートル以下	
屋上広告物 (1 建築物当たり)	本体の高さ	建築物の高さの10分の6 以下かつ 5 m以下
	個数	建築物 1 棟につき 1 個
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。
壁面広告物 (壁面 1 面当たり)	表示面積	合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4 以下
	その他	窓面開口部をふさがないこと。取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
地上設置広告物 (1 基当たり)	高さ	10メートル以下
	表示面積	(ア) 1 面当たり10平方メートル以下で合計20平方メートル以下((イ)の場合を除く。) (イ) 1 敷地内にある複数の事業所等が合同で設置する集合看板である場合は、1 面当たりの表示面積が事務所等の数に10平方メートルを乗じて得た面積以下で25平方メートル以下とする。ただし、合計50平方メートル以下とする。
壁面袖看板	上端の高さ	壁面の上端を超えないこと。
	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上への出幅	1 メートル以下
照 明	外側の照明の場合は、下向き照射とすること。ただし、近隣住宅に光害を与えるおそれがある場合等やむを得ない場合は、この限りでない。	
そ の 他	次に掲げるものは、使用しないこと。 (ア) 反射光のある素材 (イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの	

案内用広告物の基準 ・ 許可申請が必要

区 分	著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物	事業所等への案内用広告物
条 件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。	施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。
表示面積	1 面当たり 2 平方メートル以下かつ合計 4 平方メートル以下。ただし、2 以上の地点又は施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下で、かつ、合計10平方メートル以下とする。	1 面当たり 0.5 平方メートル以下かつ合計 1 平方メートル以下。ただし、2 以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数に乗じて得た面積以下で、かつ、合計10平方メートル以下とする。
地上からの高さ	5 メートル以下	
色 彩	地色の彩度 8 以下	
距 離	案内する公共的な施設までの距離が 1 キロメートル以内。ただし、著名な地点への案内用広告物については、適用しない。	案内する事業所等までの距離が100メートル以内
個 数	1 地点又は 1 施設について特別規制地区の区域内に 2 個以内	1 事業所等について本通り等の入口に 1 個
そ の 他	次に掲げるものは、使用しないこと。 (ア) 反射光のある素材 (イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの	